



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 11 日 (火)
号外第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（４）（行政経営推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

====公布された規則のあらまし====

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 失効期限（現行 平成20年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	附 則 <u>（施行期日）</u> 1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>（この規則の失効）</u> 2 <u>この規則は、平成20年 3月31日限り、その効力を失う。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。